

令和6年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和6年9月27日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年9月27日（金） 午前10時00分
- ◎ 閉会日時 令和6年9月27日（金） 午前10時25分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 5番 吉田峰一 8番 野口久美子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野 樹
総務課	長	森永 茂
生活福祉課	長	笠松さおり
保健センター	長	(笠松さおり)
地域包括支援センター	長	(笠松さおり)
農業水産振興課	長	南 一 貴
商工林業振興課	長	南 和 敏
政策調整課	長	三原 知 明
建設水道課	長	澤田 浩 一
教 育	長	堂下 則 昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	高田 正 志
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		木村 和 義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野 真 吾
議 事	係	高田 貴 明

令和6年第3回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

令和6年9月27日(金) 午前10時00分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 5番、吉田峰一君、8番、野口久美子君
第 2	委 員 会 報 告	令和5年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
第 3	第 3 号	(委員長報告)
第 3	意 見 書 案	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
第 4	第 1 号	
第 4	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

第3回知内町議会定例会の2日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日27日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (谷口康之)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、吉田峰一君及び8番、野口久美子君を指名します。

● 委員会報告第3号 令和5年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第2、委員会報告第3号、『令和5年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委員長（山田顕人）

委員会報告第3号、令和5年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した令和5年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月27日。知内町議会議長、谷口康之。

令和5年度決算審査特別委員会報告書。

令和6年第3回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和6年9月27日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、山田顕人。

知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、付託事件、認定第1号、令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。認定第6号、令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2、審査年月日、令和6年9月25日、26日（2日間）。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く）5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から令和5年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定第1号から認定第6号までの6議案については、『認定』と決定した。

7、審査意見、マイナンバーカードの普及について、現在の交付率は84.4%（申請率90.6%）となっているが、本年12月2日から現行の保険証が発行されなくなることから、それまでにマイナンバーカードを保険証として登録することが必要となるが、高齢者などのデジタル弱者に対するPRの強化や、登録までの申請サポートなど早急な対応を望むものである。

各種がん検診の受診状況について、当町と北海道全体の受診率とを比較すると、平均して高い状況となっているが、女性特有のがん検診においては、低い状況となっている。早期発見・早期治療が町民の健康維持のため重要であることから、受診率を上げるようPRの方法について検討していただきたい。更には子宮頸がんワクチンや帯状疱疹ワクチンなどの接種について、将来の健康維持に繋がることから併せて接種率を向上するよう検討していただきたい。

多面的機能支払交付金事業に係る農道維持補修について、農業車両の大型化に伴い、農道の維持補修の頻度が高くなっているが、活動資金や交付金には上限があり、他の活動に対しても助成が必要であることから、一組織全体での合意を必要としない少人数を対象とした町単独での助成金の創設について検討していただきたい。

循環型漁業推進事業について、牡蠣やホタテの殻や残渣の再利用等の調査・検討について、

令和4年度から実施され、事業開始から2年が経過しているが、事業内容及び実績は同一内容となっており進展が見受けられないが、関係漁業者の永年の課題であることから、今後の調査・検討結果に期待したい。

地域おこし協力隊事業について、現在、5名が町内で新規就農を目指し研修を行っているが、期間終了後に定住していただけるよう、住民との交流の場を設けるなども重要であり、また、外国人技能実習生についての交流等、各種産業の人材不足の解消に向けた事業の展開について期待するものである。

介護保険事業特別会計における不用額については、介護給付費など把握が困難な部分があるもののここ数年は、減少傾向となっていることから、今後も引き続き確かな実績見込みの把握に努められたい。なお、基金の一部を取り崩し調整することで渡島管内で1番低い介護保険料に設定されている。今後も引き続き住民サービスの維持・向上に期待する。

今後も住民サービスの維持に配慮しながらも、本町が定める「行財政改善計画」に基づき、引き続き経費節減に努め、財務体質の改善を図り、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に努めていただきたい。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものである。以上でございます。

◎ 議 長（谷口康之）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員会報告に対する質疑・討論は省略します。

この採決は起立によって行います。

それでは、各認定議案ごとに採決を行います。

まず、認定第1号、令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第1号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第1号については、認定することに決定致しました。

次に認定第2号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第2号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第2号については、認定することに決定致しました。

次に認定第3号、令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第3号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第3号については、認定することに決定致しました。

次に認定第4号、令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行

います。

認定第4号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第4号については、認定することに決定致しました。

次に認定第5号、令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する採決を行います。

認定第5号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第5号については、認定することに決定致しました。

次に認定第6号、令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する採決を行います。

認定第6号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第6号については、認定することに決定致しました。

● 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第3、意見書案第1号、『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

意見書案第1号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年9月25日提出。提出議員、吉田。賛成議員、松井、花井、笠松、五十嵐、山田、一之谷、野口、木村、以上の議員です。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

知内町は、津軽海峡に面して平野が広がり豊かで美しい自然環境に恵まれ、肥沃な農地が広がっており、農業や漁業が盛んなまちで特に、ニラの「北の華」は北海道内のニラ生産量の第1位を誇っております。他にも「カキ」など知内ブランドとして知られております。今後も農業や漁業を中心した持続可能な活力ある知内町の実現を目指しています。このような中、地域の産業を支える環境は激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や河川の氾濫また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっています。今後は、地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災

害時を問わない地域を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路整備が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷の当町においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。そのため、地方財政が依然と厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路及び河川整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。よって、国においては、国土の骨幹を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記1、賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財政の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、冬期間の住民の安全・安心を図ることから円滑な交通確保のため、除排雪に必要な財政支援を強化すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するために、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、1件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。
お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（谷口康之）

お諮りします。本定例会の会議に付託された事件は、全て終了致しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回知内町議会定例会を閉会します。

どうもたいへんご苦勞様でございました。

（ 閉会 午前10時25分 ）